

## 「きょうとふNPO活動支援融資制度」公益性審査委員会設置要領

### (目的)

第1 公益財団法人京都地域創造基金（以下「財団」という。）は、「きょうとふNPO活動支援融資制度」に関する協定を締結した金融機関から融資を受けるため、公益性審査の申込のあった京都府内の特定非営利活動法人（以下「NPO法人」という。）の公益性及び信頼性について、中立かつ公平、公正な評価を行う公益性審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (委員会の事務)

第2 委員会の所掌事務は、NPO法人からの公益性審査の依頼に応じ、次に掲げる事項を行うこととする。

(1) 「きょうとふNPO活動支援融資制度」で行う利子相当分の助成金を受け取ることができるNPO法人を、審査書類に基づき選定するものとする。

(2) 「きょうとふNPO活動支援融資制度」に関する協定を締結した金融機関へ公益性審査通知書を提出するものとする。

### (委員会の構成等)

第3 委員会の定数は3名から5名とする。

2 委員は、NPO活動に関し優れた見識を有し、公正かつ中立な立場を堅持できる者のうちから、財団理事長が委嘱する

3 財団理事長は、委員の委嘱に際して財団の役員及び職員以外の者を過半数よりも多く委嘱するものとする。

4 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

### (委員長)

第4 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は会務を総理し、議長として委員会の議事を運営する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する者がその職務を代理する。

### (委員会の会議)

第5 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。ただし、外部委員が出席者の過半数以上を占めなければならない。

3 会議の議事は出席した委員の過半数で決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要と認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、説明を聴くことができる。

5 委員会は、緊急を要する場合等は、全委員の持ち回り（文章回答及びメール回答も含む）によって第2に掲げる事務を行うことができる。

（委員の除斥）

第6 委員会の委員は、第2各号に掲げる事項に関し、自己又は3親等以内の親族の利害に関係のある議事に加わることができない。

（守秘義務）

第7 委員会の委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。委員の職を退いた後も同様とする。

（雑則）

第8 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附則

1 この要領は平成21年10月19日から施行する。